

# 熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和7年3月13日開催

熊取町議会

〔議員全員協議会（3月13日）〕

令和7年度税制改正（案）について .....	1
熊取町教育支援センター開設日の拡大について .....	2

## 議員全員協議会

月 日 令和7年3月13日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	多和本英一
	3	番	長田健太郎	4	番	石井一彰
	5	番	坂上昌史	6	番	大林隆昭
	7	番	坂上巳生男	8	番	江川慶子
	9	番	渡辺豊子	10	番	二見裕子
	13	番	田中圭介	14	番	河合弘樹

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	吉田茂昭	総合政策部長	田中耕二
	総務部長	永橋広幸	総務部理事	井口雅和
	教育次長	巖根晃哉	企画財政経営課長	近藤政則
	企画財政経営課参事	竹田陽介	人事課長	大神輝光
	税務課長	都志伸仁	学校教育課参事	南宗孝
事務局	議会事務局長	東野秀毅	書記	阪上高寛

案 件

- 1) 令和7年度税制改正(案)について
- 2) 熊取町教育支援センター開設日の拡大について

議長(河合弘樹君) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長(河合弘樹君) 本日の案件は、令和7年度税制改正(案)についてほか1件であります。

発言される方は、挙手の上、指名された後、起立し、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、案件1、令和7年度税制改正(案)についての件を説明願います。都志税務課長。

税務課長(都志伸仁君) それでは、令和7年度税制改正(案)についてご説明させていただきます。

昨年12月27日に閣議決定されました令和7年度税制改正の大綱に基づき、現在国会に提出され、審議中の法案に係る町税に関する主な改正の概要についてご説明申し上げます。

1点目、個人住民税関係です。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、個人住民税については、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等が総合的に勘案され、次の措置が講じられます。

なお、これらの住民税については適用は令和8年度からとなります。

改正内容については、下の表のとおりです。

①は、給与所得控除の拡充で、最低保障額が10万円引上げとなります。

②から④は、所得控除を受けるための所得要件の緩和となります。

②は、大学生年代の子等の所得要件が20万円の引上げとなり、③、④は、それぞれ10万円引上げとなります。また、②の特定親族特別控除については新たに創設されるもので、大学生年代のお子さんが一定の収入があって扶養からは外れますが、その範囲において控除が受けられるものとなっております。

次に、2の固定資産税関係です。

①生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長です。

賃上げ目標の位置づけを必須とするとともに、高い賃上げ目標を後押しする内容となっております。改正内容については、表のとおり賃上げ率については2段階の設定となり、それぞれ軽減の割合及び特例期間が設定されています。また、適用期限については2年の延長となっております。

次に、②長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の手続の見直し及び適用期限の延長です。

改正内容については、これまでの区分所有者からの申請であったものに加え、管理組合の管理者等からの申請も可能とした見直しと、適用期限が2年延長される内容となっております。

続きまして、3点目、軽自動車税関係です。

二輪車の車両区分の見直しですが、令和7年11月排ガス規制への適合が困難となる現行の50ccバイクを、総排気量125cc以下で最高出力を50cc相当以下に制御したバイクを新基準原付バイクとし、軽自動車税種別割の税率を年額2,000円、50cc原付と同額とする改正となります。

続きまして、4点目、たばこ税関係です。

内容は、加熱式たばこの課税方式の見直しです。課税の適正化の観点から、紙たばこの税負担の水準における見直しとなります。実施時期については、2段階で実施されることとなっております。

以上が、主な税制改正の概要となります。

最後に、今後の予定ですが、現在国会で審議されている地方税法等の一部改正に伴い、税条例の一部改正を3月末に専決処分を行い、改正内容については5月の臨時議会で報告させていただく予定でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、令和7年度税制改正（案）についての件を終了いたします。

---

議長（河合弘樹君）次に、案件2、熊取町教育支援センター開設日の拡大についての件を説明願います。南学校教育課参事。

学校教育課参事（南 宗孝君）それでは、熊取町教育支援センター開設日の拡大について、渡辺議員の一般質問でも答弁させていただきましたけれども、改めて説明させていただきます。

初めに、現状と経過についてでございます。

令和6年4月に設置した教育支援センターについては、当初、どれだけの利用があるか分からない中で火曜日と木曜日の週2日の開設からスタートいたしました。令和7年2月末時点での利用人数ですが、小学生では7名、中学生では14名、合計21名の通所申込みがあり、毎回4名から多いときで9名程度通所しております。

その児童・生徒の中には、皆勤の子どももおります。児童・生徒はもちろん保護者からも喜ばれ、感謝の声が届く一方、開設日の拡大を要望されております。また、今年度のタウンミーティングにおいてもテーマとして取り扱い、聴衆からも拡大の意見要望があり、時期は示さないものの拡大は想定している旨を答弁しており、これまでの議会の中でも同様に答弁させていただきました。

誰一人取り残さない学びの保障に向けた取組みとして、どこにもつながっていない児童・生徒を減らし、社会的自立と集団への適応力を援助するため、不登校児童・生徒の受皿となる教育支援センターの取組み拡充は喫緊の課題であると考え、想定以上の申込みや相談があり、開設日拡大の要望が多いことから、近隣自治体の状況を鑑みた上で、令和7年度から開所日を週5日へ拡大するものでございます。

次に、拡大案でございます。

まず、現行ですが、開設日は火曜と木曜の週2日であり、開設時間は午前10時から午後3時半までとなっております。人員体制としましては、センター長1名、主任指導員1名、指導主事1名、指導員1名の計4名で運営しておりますが、センター長と指導主事はほかの業務もあり、不定期となるため常態としては2名体制で運営してございます。その他としまして、学生ボランティア2名が交代で1日ずつ来ております。臨床心理士1名、月2回分の予算確保はしておりますが、今のところは利用ございません。

次に、拡大案についてでございます。開設日を月曜日から金曜日まで週5日へ拡大いたします。開設時間は現行と同様でございます。人員体制としましては、週5日の開設となるため、主任指導員と指導員を新たに1名ずつ任用する予定でございます。勤務体制としましては、主任指導員2名と指導員2名がローテーションで勤務するため、現行と同様、常態としましては2名体制となります。その他としまして、学生ボランティア1名週5日と臨床心理士1名月2回を予定しております。

次に、予算についてでございます。

人件費等の関連予算を令和7年度予算に計上させていただいております。

最後に、スケジュールについてでございます。

令和7年3月下旬に教育支援センター規則の一部改正を行い、ホームページ等で周知を図るとともに、各学校を通じて保護者宛てに通知をする予定でございます。それをした後、4月1日から拡大実施してまいりたいと考えてございます。

以上をもちまして、熊取町教育支援センター開設日の拡大についての説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、熊取町教育支援センター開設日の拡大についての件を終了いたします。

---

議長（河合弘樹君）以上で、本日の案件は終了いたしました。ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「13時39分」閉会）

---

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

河合弘樹